

第34条の（条例の見直し等）の条文の修正について

現 在 の 条 文	修 正 案
<p>(条例の見直し等)</p> <p>第34条 議会は、<u>この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証</u>します。</p> <p>3 議会は、一般選挙を経た任期開始<u>後速やかに、この条例の</u>研修を行います。</p>	<p>(条例の見直し等)</p> <p>第34条 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始の日から起算して2年経過したときは、速やかに議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているかどうか</u>について検証します。</p> <p>3 議会は、一般選挙を経た任期開始<u>の日後速やかに、及びその日から2年を経過する日</u>前にそれぞれ、<u>この条例に関する</u>研修を行います。</p>

条例改正(案)に基づく研修及び検証の工程表(例示)

	第1回研修会																						第2回研修会		第2回研修会による学び直し の成果を基に		条例改正	検証に基づく活動の改善																				
	第1回研修会による 学びの成果を活動に反映																						第2回研修会		検証																							
在職月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
暦月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月